

岐阜市行政第18-1号
平成18年4月5日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年1月11日付け岐阜市福障第1072号で諮問されたで諮問のあった岐阜市長が行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が自閉症児に関して記載された障害児保育計画の公開請求に対して文書不存在として非公開とした処分は、妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成16年12月20日付け岐阜市福障第947号の2で実施機関が行った非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 文書の特定に誤りがあり、公文書の公開請求に対する処分がなされていない。
- (2) 障害児保育計画は、愛知県の多くの市町村において作成されており、障害児保育士を加配して障害児保育を実施している岐阜市が障害児保育計画を作成していない理由が理解できない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

保育所では、入所している子どもの生活全体を通じて保育目標が達成されるよう「保育計画」を作成し、当該計画に沿い各年齢ごとの指導計画を作成している。障害児の保育についても、この指導計画に位置づけているが、障害児に限定した記述ではない。

なお、障害児に限定した保育計画は、存在しないが、一部の保育所では、個人の指導計画を作成し、全保育所では子供の成長並びに保育の経緯及び心身の状況については記録している。しかし、これらの文書は障害児保育計画とは別のものである。

第4 当審査会の判断

1 文書の存否

実施機関は、保育の実施に係り各市町村において作成される書類は、必ずしも全国共通ではなく、名称も異なることがあると説明する。

岐阜市において作成されている「保育計画」には、自閉症障害児に限定した記述は存在しないことが認められる。

岐阜市情報公開条例第5条第2項の規定により情報公開請求をする者は、情報公開に必要な情報の提供及び助言を求めることができることとされているが、不服申立人は、保育園管理案、年次保育計画、個別障害児調査票その他保育の実施に関して作成される多くの公文書の情報公開請求を行い、

これに対して実施機関は、それらについて公開、一部公開又は非公開の決定をしている。これらの決定により不服申立人は、岐阜市の保育に実施に係り作成される文書の種類について多くを把握できているものと推察される。

不服申立人が公開を求める障害児保育計画がどのようなものを指すのか明らかでないところもあるが、実施機関が保育計画と捉える文書のなかに、障害児に限定した障害児保育計画が存在することは、当審査会において確認されない。

2 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成16年	12月 7日	公文書公開請求
	12月20日	実施機関の非公開決定
	12月27日	不服申立て
平成17年	1月11日	諮問
	1月11日	実施機関に陳述書の提出依頼
	1月28日	陳述書提出
	2月15日	陳述書の写しを不服申立人に送付
	12月 1日	不服申立人から意見書の提出
	12月 2日	審査会開催。実施機関から意見聴取
平成18年	1月20日	審査会開催
	2月23日	審査会開催
	4月 5日	審査会開催。答申